

第5章 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

・ 犯罪被害者等による講演会の実施

【施策番号256】

警察においては、教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」を平成20年度から開催し、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成に努めており、令和3年度は全国で計812回開催した。

また、同教室の効果の向上を図るとともに、犯罪被害者等への理解と共感を深めるため、平成23年度から作文コンクールを開催し、生命を大切にする意識や規範意識の醸成に努めている（警察庁ウェブサイト「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」：<https://www.npa.go.jp/higaisya/sakubun/index.html>）（P34トピックス「犯罪被害者週間」参照）。

さらに、あらゆる機会を利用して、広く国民の参加を募り犯罪被害者等による講演会を開催したり、大学生を対象とした犯罪被害者等支援に関する講義を行ったりし、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成を図っている。

講演会「命の大切さを学ぶ教室」



・ 国民に対する効果的な広報啓発活動の実施

【施策番号260】

警察庁においては、犯罪被害者等支援に

ついて考える機会を国民に提供し、その理解の増進を図るため、犯罪被害者等支援に関する標語を募集している。令和3年度は、5,224件の応募の中から、福岡県の岡垣町立内浦小学校4年生西頭杏奈さんの作品「とどけよう やさしいところ おもいやり」を最優秀賞に選出した。同標語については、犯罪被害者週間の広報啓発ポスターに用いるなど、犯罪被害者等支援を国民に広く浸透させるためのツールとして活用している（P34トピックス「犯罪被害者週間」参照）。

令和3年度犯罪被害者等支援に関する標語



・ 調査研究結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれた状況についての国民の理解の増進

【施策番号273】

関係府省庁においては、犯罪被害者等に関する調査研究を実施するとともに、公表が相当と認められる場合には、その結果を、犯罪被害者等が置かれている状況への国民の理解の増進を図るための広報啓発活動に活用するよう努めている。

警察庁においては、調査結果の二次利用に資するよう、調査研究の報告書等を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/report/higaisha.html>）に掲載している。

また、警察庁及び法務省においては、令和4年7月、諸外国における犯罪被害者等への損害回復・経済的支援制度に関する調査を行った。同調査結果につき、上記警察庁ウェブサイトに掲載するとともに、引き続き、必要な調査・確認を行う。

トピックス

犯罪被害者週間

第4次基本計画においては、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」が重点課題の一つとして掲げられ、「様々な機会や媒体を通じ、教育活動、広報啓発活動等を継続的に行うなどして、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等に関する国民の理解・共感を深め、犯罪被害者等への配慮・尊重と犯罪被害者等のための施策への国民の協力を確保するための取組を推進しなければならない。」とされている。

このため、警察庁では、関係府省庁の協力を得て、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として設定し、これに合わせて、広報啓発活動を集中的に実施することとしている。

令和3年中は、12月1日に中央イベント（東京都）を、11月27日に地方公共団体等との共催による地方大会（新潟県）を、それぞれ開催するとともに、動画配信サービスにより、各イベントのライブ配信を行った。また、中央イベントの様態をまとめたダイジェスト版動画を作成し、YouTube警察庁公式チャンネルにおいて期間限定で配信した。

【中央イベント】

中央イベントでは、「犯罪被害者等支援に関する標語」の最優秀賞受賞者及び「『大切な命を守る』全国中学・高校生作文コンクール」の優秀作品賞受賞者の表彰式、トークセッション、基調講演、パネルディスカッション等を行った。

トークセッションでは、犯罪被害者等支援をより多くの方に知ってもらうため、タレントの中川翔子氏と警察庁担当者による「被害者支援を知ろう」と題した意見交換が行われ、犯罪被害者等支援に関する基本的な事項や、具体的な支援内容等について語られた。中川氏からは、「万が一大切な人が事件に巻き込まれたときに備え、支援の制度があるということを広めてほしい。」と感想が述べられた。

基調講演では、犯罪被害者遺族の澤田美代子氏による「犯罪被害者が前に進むために～突然の犯罪被害、衝撃と絶望の中で様々な対応に追われた日々を振り返って～」と題した講演が行われ、次男を殺人事件で亡くしたときの心情、被害者参加制度を利用して刑事裁判に参加した経験等について語られ、犯罪被害者等支援の気運が高まっていくことや、犯罪被害者や遺族が発生しない世の中になることへの願いが訴えられた。

パネルディスカッションでは、「被害者支援はどこまで進んだか」をテーマに、コーディネーターとして伊藤富士江氏（上智大学総合人間科学部社会福祉学科客員研究員・元教授）、パネリストとして澤田美代子氏（基調講演者）、伊東秀彦氏（弁護士、千葉県弁護士会副会長）、奥田暁宏氏（警視庁総務部企画課犯罪被害者支援室警部・警察庁指定広域技能指導官）及び乗木亜子氏（東京都総務局人権部被害者支援連携担当課長）を迎え、これまでの犯罪被害者等支援制度の歩みや今後の展望、弁護士、警察、東京都等の各機関における犯罪被害者等支援制度等について議論が行われた。

犯罪被害者週間ポスター



表彰式
(犯罪被害者等支援に関する標語)



トークセッション



表彰式 (「大切な命を守る」
全国中学・高校生作文コンクール)



パネルディスカッション



【新潟大会】

新潟大会は、警察庁、新潟県、新潟県警察及び公益社団法人にいがた被害者支援センターが共催した。

基調講演では、中曽根えり子氏(犯罪被害者遺族、公益社団法人にいがた被害者支援センター理事)による「最愛の家族を突然失って～心から求めている支援とは～」と題した講演が行われ、次男を交通事故で亡くし、犯罪被害者遺族となった経験をもとに、求められる支援等について語られた。

パネルディスカッションでは、「社会全体で支える犯罪被害者等支援～私たちにできること～」をテーマに、コーディネーターとして丹羽正夫氏(新潟大学法学部教授、新潟県被害者支援連絡協議会顧問)、パネリストとして大花真人氏(弁護士、新潟県弁護士会犯罪被害者支援対策委員会委員長)、中曽根えり子氏(基調講演者)、伊勢みずほ氏(フリーアナウンサー)及び白沢知美氏(新潟県県民生活・環境部県民生活課消費とくらしの安全室長)を迎え、犯罪被害者等支援に求められていること、社会全体で犯罪被害者等支援の理解を深めるための方策等について議論が行われた。

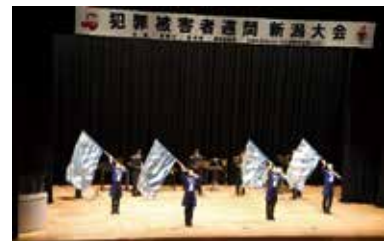
基調講演



パネルディスカッション



新潟県警察音楽隊による
ミニコンサート



トピックス

子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」について

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

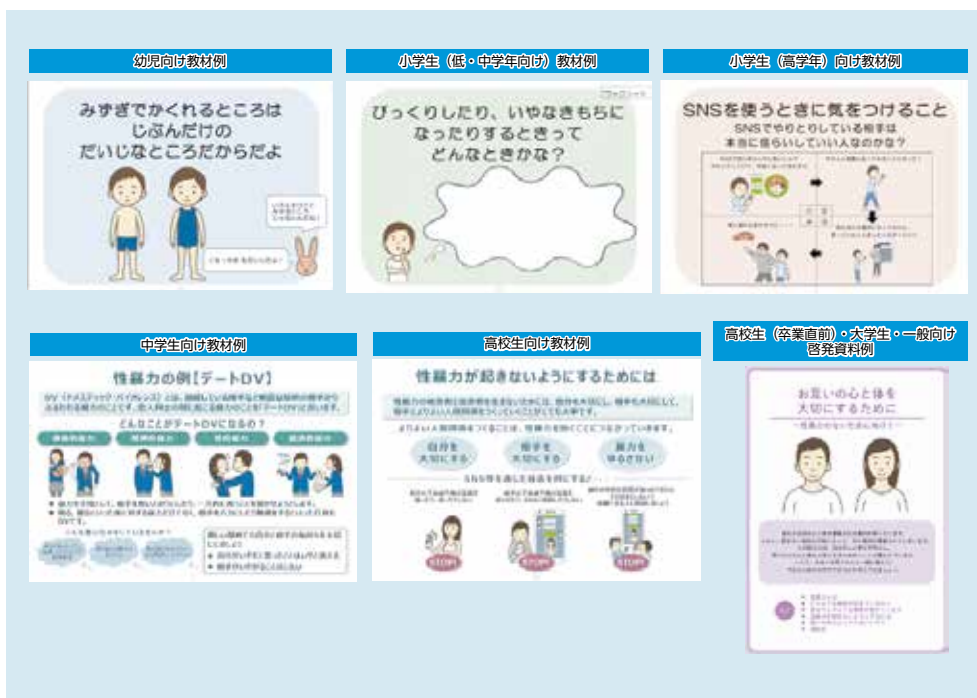
政府においては、令和2年4月に「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」を立ち上げ、同年6月11日には、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（以下本トピックスにおいて「強化の方針」という。）を取りまとめました。強化の方針では、刑事法の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等に取り組むこととしており、教育・啓発の強化の一環として、子供が生命の尊さを学び生命を大切にする、性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないための「生命（いのち）の安全教育」を推進することが盛り込まれました。

強化の方針を踏まえ、文部科学省では、内閣府と連携し、各地の取組事例について調査を行うとともに、有識者から成る検討会において「生命（いのち）の安全教育」を実施する際に活用できる、発達段階に応じた教材、教職員向けの指導手引き、啓発資料等の作成に向けた現状調査、分析・検討を行いました。また、3年4月には、幼児期・小学校・中学校・高校の各発達段階に応じて授業等で活用できる教材や指導の手引き、大学生・一般向けの啓発資料等を公表しました。

さらに、文部科学省では、上述の教材等を活用したモデル事業を実施しています。3年度のモデル事業では、13団体の各実践校において指導モデルを作成し、その普及や展開を図るための取組を行いました。

「生命（いのち）の安全教育」の教材・指導の手引き等や、モデル事業の取組は文部科学省ホームページからご確認いただけます。（文部科学省ウェブサイト：https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html）

【図：生命（いのち）の安全教育教材例】





犯罪被害者支援広報マンガ 「こんなとき、どうする？ 知って、考える『犯罪被害者支援』」について

公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク

公益社団法人全国被害者支援ネットワークは、「全国どこにいても、いつでも求める支援が受けられ、被害者の声に応えられる活動」の実現を目標に活動しています。令和3年度（2021年度）は、ネットワーク中期計画で定めた目標の「1. 若い世代の犯罪被害者支援活動についての認知促進」、 「2. 一般国民の犯罪被害者支援についての認知促進」にのっとり、中学生、高校生を主な対象とした広報マンガ「こんなとき、どうする？ 知って、考える『犯罪被害者支援』」を発行しました。

このマンガは、中高生にとって日頃から馴染みのあるマンガというツールを用いて、「犯罪被害者」と「犯罪被害者支援」について、まず知って、そして正しい知識を身につけてほしいということを目的としています。



制作に当たっては、

- ・中学生、高校生だけでなく、日本語が不自由な方や小学生でも読めるように全てに振り仮名を振る
- ・読んで終わりではなく、知識として身に付くよう、マンガページとワークページを組み合わせた構成とする
- ・中学生、高校生が読んでみようと思えるようなキャラクター、レイアウト、デザイン（カラー）とする
- ・マンガページだけなら5分で読める分量とする

